

議案第 1 2 1 号

大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の
委託に関する規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づき、
大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する
規約を別紙のとおり変更することについて、同条第3項の規定において準用する同
法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、農業集落家庭排水事業の廃止に伴い、この規約の一部を
変更するため必要があるからである。

大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の
委託に関する規約の一部を変更する規約

大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する規約（平成１９年大口町告示第４１号）の一部を次のように変更する。

題名及び第１条中「公共下水道等使用料」を「公共下水道使用料」に改める。

第２条第１号中「及び農業集落家庭排水使用料」を削る。

第３条中「又は大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成２年大口町条例第１２号）及び大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する規則（平成２年大口町規則第９号）」を削る。

附 則

この規約は、令和２年４月１日から施行する。

大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する規約の一部
変更新旧対照表

新	旧
大口町と丹羽広域事務組合との間の<u>公共下水道使用料</u>の徴収事務の委託に関する規約 (趣旨) 第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、大口町（以下「甲」という。）と丹羽広域事務組合（以下「乙」という。）との間に<u>公共下水道使用料</u>の徴収事務の委託について必要な事項を定めるものとする。 (委託事務の範囲) 第2条 甲は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を乙に委託する。 (1) 公共下水道使用料（以下「使用料」という。）の算定に関する事務 (2)～(4) 略 (管理及び執行の方法) 第3条 委託事務の管理及び執行については、大口町下水道条例（平成5年大口町条例第30号）及び大口町下水道条例施行規則（平成5年大口町規則第30号）の定めるところによるものとする。	大口町と丹羽広域事務組合との間の<u>公共下水道等使用料</u>の徴収事務の委託に関する規約 (趣旨) 第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、大口町（以下「甲」という。）と丹羽広域事務組合（以下「乙」という。）との間に<u>公共下水道等使用料</u>の徴収事務の委託について必要な事項を定めるものとする。 (委託事務の範囲) 第2条 甲は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を乙に委託する。 (1) 公共下水道使用料<u>及び農業集落家庭排水使用料</u>（以下「使用料」という。）の算定に関する事務 (2)～(4) 略 (管理及び執行の方法) 第3条 委託事務の管理及び執行については、大口町下水道条例（平成5年大口町条例第30号）及び大口町下水道条例施行規則（平成5年大口町規則第30号）<u>又は大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成2年大口町条例第12号）及び大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する規則（平成2年大口町規則第9号）</u>の定めるところによるものとする。